

高砂市文化振興基本方針の策定について

I 高砂市文化振興条例（平成 23 年 4 月 1 日施行）

1 条例の位置づけ

文化芸術振興基本法第 4 条（地方公共団体の責務）及び第 35 条（地方公共団体の施策）を踏まえ、本市の文化振興のための基本的な理念、仕組みを条例として明文化する。

2 条例の目的

文化活動の振興及び文化の持つ力によるまちづくりを進めるための基本理念を定める。

↓

市の役割と市民、団体等との関係その他基本的な考え方を明らかにする。

↓

文化の振興によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

↓

心豊かな市民生活と活力あるまちの発展及び創造に寄与する。

3 条例の対象とする文化

文化芸術振興基本法が対象とするもののほか、学術、景観、観光、市民等が主体的に行う創造的活動や、人間の生活に関わるもの全てを「文化」の範囲とする。

4 基本理念

文化振興によるまちづくりに関する施策を推進するにあたっての基本的な考え方

- (1) 市民、団体等の自主性及び創造性並びに文化活動の多様性を尊重
- (2) 高砂という地域の特性あふれる文化の保存、継承、発展、及び活用
- (3) 市民全てが文化を創造し、学び、及び享受することができることを尊重し、市民の文化意識が高まり、市民団体等の文化活動が活発化するような環境の整備
- (4) 文化活動を福祉、教育、地域社会、産業等他の分野の活動に連携させ、市の活力を高める。

5 市の役割と市民、団体等との関係

文化振興によるまちづくりを推進するに当たっての市の役割と市民、団体等との関係

- (1) 総合的かつ計画的に推進する役割を有する。
- (2) 施策を推進するために必要な措置を講ずる。
- (3) 市民、団体、と協働して効果的な推進に努める。
- (4) 文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の振興によるまちづくりに寄与した者の顕彰に努める。

II 高砂市文化振興基本方針の策定について

1 基本方針策定の趣旨

高砂市文化振興条例（平成 23 年高砂市条例第 12 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定の基づき、文化振興によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定する。

2 基本方針の位置づけ

高砂市総合計画の教育文化に係る分野別計画であるとともに、高砂市文化振興条例に基づく基本方針として位置づけ

(文化振興)		(総合計画)
条例	…	基本構想
基本方針	…	基本計画
振興計画	…	実施計画

3 基本方針の設定期間

設定期間は平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とする。ただし、社会情勢の変化や取組の成果等を踏まえ、設定期間の前半が経過した時点で、基本方針の見直しを図ることとします。

4 高砂市文化振興審議会の設置

- (1) 条例第 5 条に基づき、高砂市文化振興審議会（以下「文化振興審議会」とい

- う。)を本年9月29日に設置し、委員10名をもって組織する。
- (2) 文化振興基本方針について検討し、文化振興審議会として基本方針を市長に答申する。

5 基本方針策定のスケジュール

(1) 平成23年度

- 6月 高砂市における文化振興に関する調査を実施
(対象：公民館活動グループ204グループ、文化連盟加盟団体17団体)
- 9月 文化振興審議会を設置
市長から文化振興審議会に基本方針について諮問
- 11月、2月(予定)に文化振興審議会において基本方針について審議
- 3月 基本方針素案作成

(2) 平成24年度

- 4月 パブリックコメント実施
- 5月 パブリックコメントの内容について審議
- 6月 文教厚生常任委員会に基本方針素案について中間報告
- 7月 文化振興審議会において基本方針案の作成
- 8月 文化振興審議会から市長へ基本方針について答申
- 9月 文教厚生常任委員会に基本方針答申について報告